

## 特定市民農園に係る相続税等の取扱いについて

### 1 特定市民農園制度について

本制度は、良好な都市環境の形成等に資する市民農園の整備を促進するため、一定の要件を具備した市民農園を特定市民農園として認定し、その特定市民農園のために貸し付けられている土地についての相続税等の評価に当たっては、その土地が当該特定市民農園として貸し付けられていないものとして評価した価額から、100分の30を控除した金額によって評価しようとするものである。

### 2 特定市民農園の要件

特定市民農園は、次のすべての要件に該当するもので、都道府県及び政令指定都市が設置するものは農林水産大臣及び国土交通大臣から、その他の市町村が設置するものは都道府県知事からその認定書の交付を受けたものをいう。

- (1) 地方公共団体が設置する市民農園整備促進法に基づく市民農園であること。
- (2) 地方自治法に規定された条例に基づいて設置される市民農園であること。
- (3) 当該市民農園の区域内に設けられる施設が、市民農園整備促進法に基づく市民農園施設のみであること。
- (4) 当該市民農園の区域内に設けられる建築物の建築面積の総計が、当該市民農園の敷地面積の100分の12を超えないこと
- (5) 当該市民農園の開設面積が500㎡以上であること。
- (6) 市民農園の開設者である地方公共団体が当該市民農園を公益上特別の必要がある場合その正当な事由なく廃止しないこと。
- (7) 土地所有者と地方公共団体との土地賃借契約に次の事項の定めがあること。

貸付けの期間が20年以上であること。

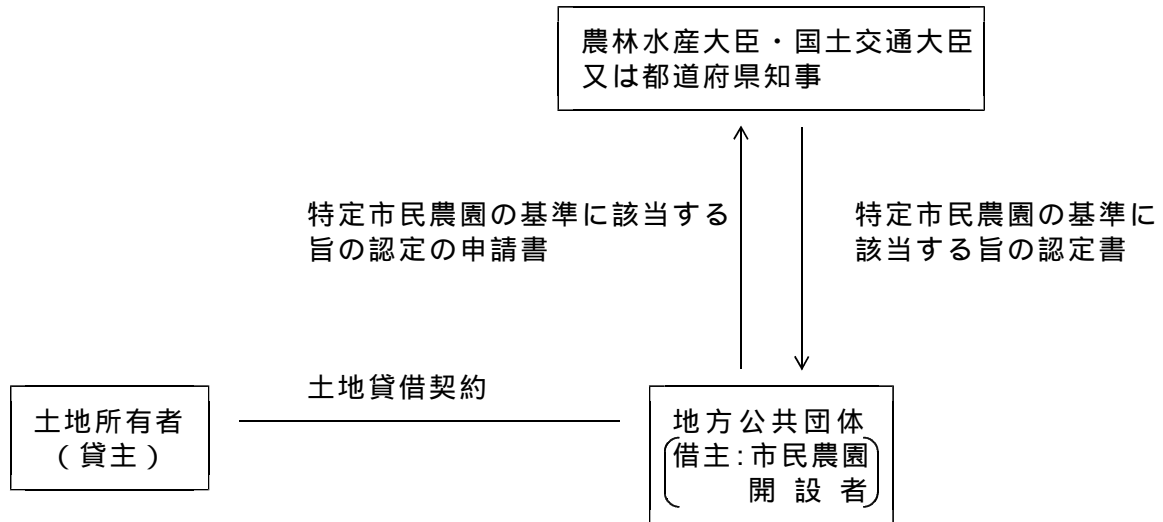
正当な事由がない限り貸付けを更新すること。

土地所有者は、貸付けの期間の中途において正当な事由がない限り土地の返還を求めることができないこと。

「特定市民農園の整備の推進について」

平成6年12月20日付け6構改B第1067号・建設省都公緑発95号  
農林水産省構造改善局長・建設省都市局長通知

## 特定市民農園の認定を受けるためのフロー



# 局長通達に定める取扱いの適用を受けるためのフロー

